

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2025年7月26日

グローバル資産分散ポートフォリオ（R）

追加型投信／内外／資産複合

<ファンドの商品分類および属性区分>

| 商品分類 | | | |
|---------|--------|---------------|------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
| 追加型 | 内外 | 資産複合 | — |

| 属性区分 | | | | |
|---|------|--------------|------|-----------|
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| その他資産（投資信託受益証券（株式、債券等）、株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等） | 年1回 | グローバル（日本を含む） | — | あり（一部の資産） |

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」といいます。）第13条の規定に基づく目論見書です。
- グローバル資産分散ポートフォリオ（R）（以下「当ファンド」または「Red ファンド」という場合があります。）の受益権の募集について、委託会社は、金商法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月25日に関東財務局長に提出しており、2025年7月26日にその効力が発生しております。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は、金商法第15条第3項に規定する「投資信託説明書（請求目論見書）」に掲載されており、委託会社のホームページで閲覧することができます。投資信託説明書（請求目論見書）は、ご請求により販売会社から交付されます。なお、ご請求された旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等を行います。
- 当ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法（平成18年法律第108号）第34条に基づき、受託会社の固有財産および他の信託の信託財産に属する財産との分別管理が義務付けられています。
- 当ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、委託会社にお問い合わせください。

委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3201号

設立年月日：2019年7月4日／資本金：50百万円（2025年4月末現在）

運用する投資信託財産の合計純資産総額：3,002百万円（2025年4月末現在）

〔照会先〕 電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。また、外貨建資産の一部については、為替ヘッジ比率をコントロールし、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

ファンドの特色

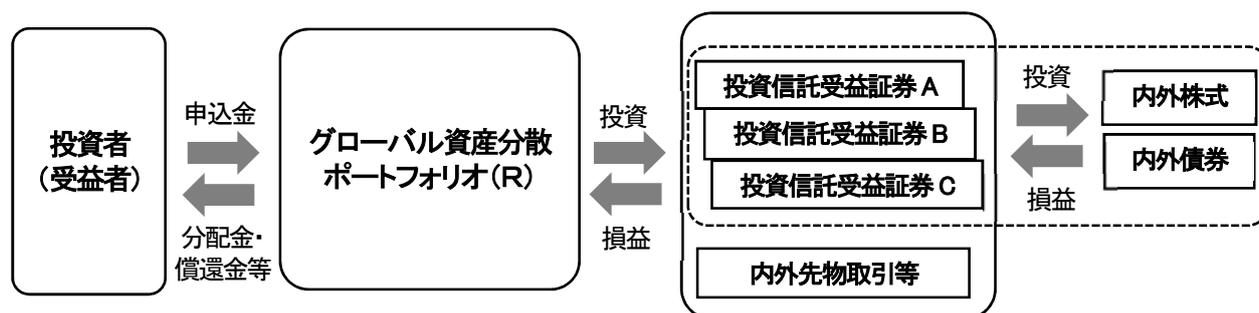
- (1) 日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
- (2) 主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資します。
 - a. 先物取引をヘッジ目的に限定せず積極的に活用し、投資信託受益証券への投資と合わせて実質的にファンドの信託財産の純資産総額の最大 1.6 倍相当額の投資を行うことがあります。
 - b. 投資対象とする投資信託受益証券については、〈投資対象の投資信託受益証券候補一覧〉をご覧ください。なお、投資対象の投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。
- (3) 国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産の一部については、為替ヘッジ比率をコントロールし、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

対円で為替ヘッジにより、実質的に保有する外貨建資産の一部については、為替変動による影響（為替変動リスク）は低減されますが、その影響を完全に排除できるものではありません。また、ヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

※ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託受益証券への投資および内外先物取引等により運用を行います。



主な投資制限

- ① 国内外の金融商品取引所に上場している投資信託受益証券（ETF）の投資割合（日本を含む世界の株式および債券等の実質投資割合）には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 国内外の上場株価指数先物取引、上場債券先物取引および上場商品先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥ 1 発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えること

となった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配方針

原則として、年1回の決算時（毎年10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に則した運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧>

| 資産 | 銘柄 | 主要投資対象 | 総経費率 (年率) |
|-------------|--------------------------------------|-------------|--------------|
| 債券 | SPDR ブルームバーク・ハイ・イールド債券 ETF | 米国ハイ・イールド債券 | 0.40% |
| 債券 | iシェアーズ iBoxx 米ドル建て ハイイールド社債 ETF | 米国ハイ・イールド債券 | 0.49% |
| 債券 | iシェアーズ・コア米国総合債券市場 ETF | 米国投資適格債券 | 0.03% |
| 株式 | iシェアーズ MSCI 米国ミニマム・ボラティリティ・ファクター ETF | 米国株式 | 0.15% |
| 株式 | iシェアーズ MSCI 米国モメンタム・ファクター ETF | 米国株式 | 0.15% |
| 株式 | iシェアーズ MSCI 米国クオリティ・ファクター ETF | 米国株式 | 0.15% |
| 株式 | iシェアーズ MSCI 米国バリュー・ファクター ETF | 米国株式 | 0.15% |
| 株式 | ハンガードFTSE 先進国市場（除く米国）ETF | 先進国株式（除く米国） | 0.03% |
| 株式 | ハンガードFTSE エマージング・マーケット ETF | 新興国株式 | 0.07% |
| 株式 | ハンガード・スモールキャップ ETF | 米国株式 | 0.05% |
| 株式 | SPDR S&P500 ETF Trust | 米国株式 | 0.0945% |
| 株式 | ハンガード・トータル・ストック・マーケット ETF | 米国株式 | 0.03% |
| 金 | SPDR ゴールド・シェア | 金地金 | 0.40% |
| 不動産 投資信託 | ハンガード・リアル・エステイト ETF | 米国上場不動産投資信託 | 0.13% |

※ 上記は、2025年4月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、同時点のデータを基に作成しています。

※ 投資対象とする投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドは、主に価格変動のある有価証券等（外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。）に投資するとともに、国内外の先物取引等を行いますので、以下に掲げる要因等により基準価額が変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。**なお、**投資信託は預貯金とは異なります。**

以下は当ファンドの主なリスクおよび留意点であり、これらに限定されるものではありませんのでご注意ください。

基準価額の変動要因

| | |
|--------------------|--|
| 株 価 変 動 リ ス ク | 当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の株式に投資するため、株式投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢や景気見通し、金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、実質的に投資する株式の価格が下落した場合、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。 |
| 金 利 変 動 リ ス ク | 当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の公社債等に投資するため、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。したがって、金利が上昇した場合、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。 |
| 信 用 リ ス ク | 当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の株式や公社債等に投資するため、信用リスクを伴います。株価は、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また公社債等の価格は、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって変動し、特に発行体が財政難や経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。 |
| 為 替 変 動 リ ス ク | 当ファンドは、保有する外貨建資産の一部について、対円で為替ヘッジを行う場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、基準価額は為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分が収益の低下要因となります。 |
| 流 動 性 リ ス ク | 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。これにより、基準価額にマイナスに影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。 |
| カ ン ト リ ー リ ス ク | 当ファンドは、投資信託受益証券を通じて実質的には国内外の株式および債券を投資対象とします。実質的な投資対象国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや投資した投資信託受益証券の価格が大きく変動する可能性があり、基準価額が |

| | |
|--------------|---|
| | 下落する要因となります。 |
| 商品市況の変動リスク | 当ファンドは、商品先物を投資対象とするため、商品先物取引に係る商品市況の変動リスクを伴います。商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。したがって、商品先物市場の価格が変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。 |
| 先物取引利用に伴うリスク | 当ファンドは、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を利用するため、価格変動リスクを伴います。先物取引の価格は、対象指数や対象有価証券等の値動き、先物取引市場の需給等を反映して変動します。先物取引を買建てている場合において、価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となります。 |

その他留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金商法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<収益分配金に関する留意点>

- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額（取得元本）によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。また、購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、投資運用に関する社内規程等に基づき、運用本部から独立した内部統制本部が流動性リスク管理を含む運用リスクの管理を行います。なお、リスク管理体制は将来変更される可能性があります。

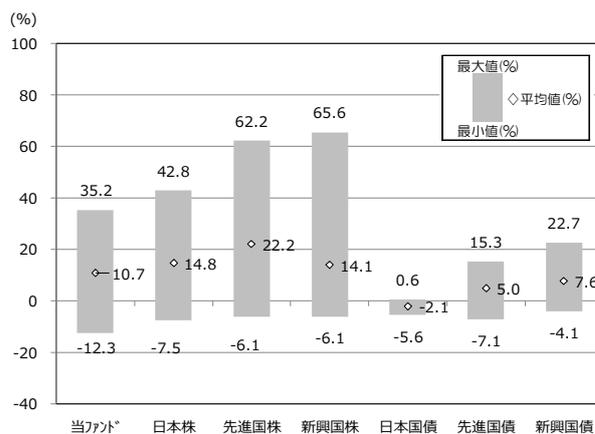
＜当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

(2020年5月～2025年4月)



＜当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

(2020年5月～2025年4月)



- 当ファンドは設定日が2020年10月9日のため、分配金再投資基準価額は2020年10月末以降のデータ、ファンドの年間騰落率は設定1年後の2021年10月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しています。
- 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

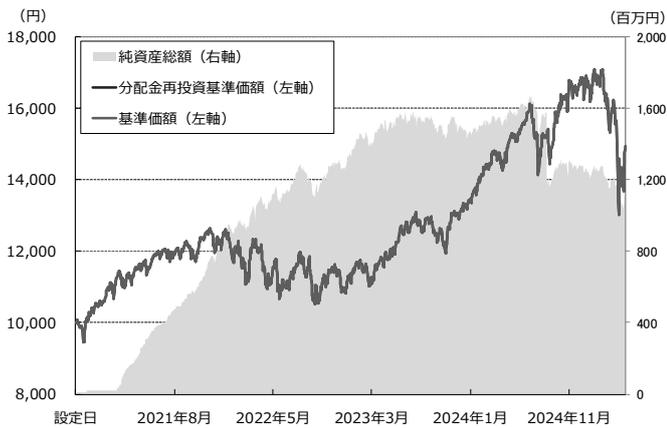
- 当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。ただし、当ファンドは設定日が2020年10月9日のため、設定1年後の2021年10月末以降のデータを使用しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。
- 代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳細」にてご確認ください。

※ 上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

3. 運用実績

基準日：2025年4月30日

基準価額・純資産総額の推移



- ※ 基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の1万口当たりの価額です。
- ※ 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。

分配の推移（税引前）

| | |
|----------|-----|
| 2021年10月 | 0 円 |
| 2022年10月 | 0 円 |
| 2023年10月 | 0 円 |
| 2024年10月 | 0 円 |
| 設定来累計 | 0 円 |

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

資産別構成

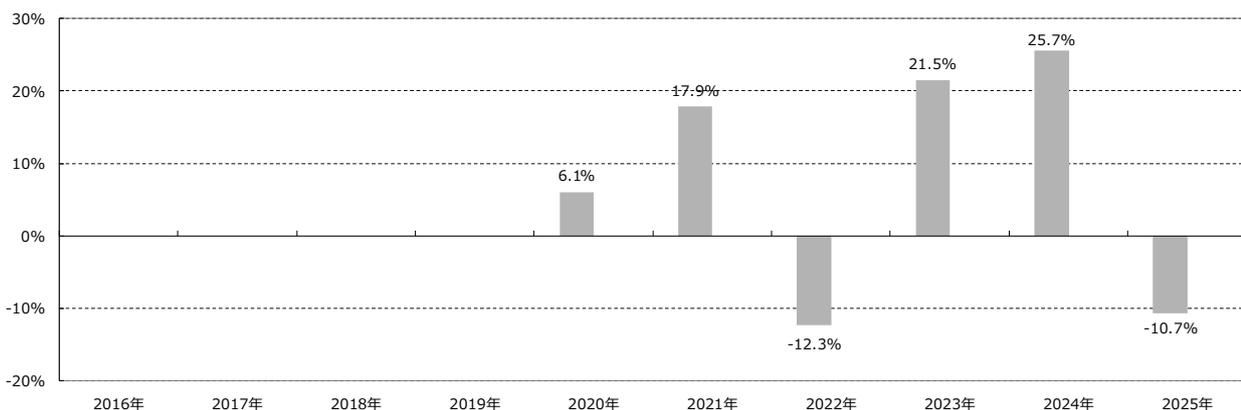
| 資産の種類 | 投資比率(%) |
|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 54.7 |
| 短期金融資産等 | 45.3 |
| 株価指数先物 (買建) | 73.2 |

組入れ銘柄

| | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 投資比率(%) |
|---|-------------------------------------|----------|------|---------|
| 1 | VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF | 投資信託受益証券 | アメリカ | 37.0 |
| 2 | VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF | 投資信託受益証券 | アメリカ | 14.4 |
| 3 | SPDR BLOOMBERG HIGH YIELD BOND ETF | 投資信託受益証券 | アメリカ | 3.3 |

- ※ 先物取引にかかる証拠金は短期金融資産等に含まれます。
- ※ 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。
- ※ 表示桁未満の数値は四捨五入しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



- ※ 当ファンドの収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。
- ※ 2020年は設定日から年末までの収益率、2025年は年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ※ 当ファンドにベンチマークはありません。

- ※ 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ※ 上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|--|
| 購入単位 | 委託会社（販売会社としての役割を兼ねています。以下同じ。）が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 委託会社（販売会社）が定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 委託会社（販売会社）が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 委託会社（販売会社）が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。 |
| 購入の申込期間 | 2025年7月26日から2026年1月27日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する日は、購入・換金の申込みができません。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みを取り消すことができます。 |
| 信託期間 | 原則として無期限（2020年10月9日設定） |
| 繰上償還 | 以下の場合等には、繰上償還することがあります。 ○受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ○繰上償還することが受益者のために有利であると認める場合 ○やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 原則、毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。 ※委託会社（販売会社）との契約によっては再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 1兆円 |
| 公告 | 原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページにおいて開示します。交付運用報告書は、原則として委託会社（販売会社）を通じて知っている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

| | |
|---------|--------|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>信託報酬の総額は、ファンドの日々の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。</p> <p><信託報酬率の内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>信託報酬率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社 ※</td> <td>—</td> <td>ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社 ※</td> <td>—</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.022% (税抜0.02%)</td> <td>信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 委託会社は当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。なお、委託会社および販売会社は、当ファンドから信託報酬を收受しません。</p> | 支払先 | 信託報酬率 | 役務の内容 | 委託会社 ※ | — | ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等 | 販売会社 ※ | — | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 | 受託会社 | 年率0.022% (税抜0.02%) | 信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等 |
|------------------------|---|--|-------|-------|--------|---|-------------------------|--------|---|--|------|-----------------------|----------------------------|
| | 支払先 | 信託報酬率 | 役務の内容 | | | | | | | | | | |
| 委託会社 ※ | — | ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等 | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 ※ | — | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年率0.022% (税抜0.02%) | 信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等 | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする投資信託受益証券の運用管理費用 | <p>投資対象とする投資信託受益証券の純資産総額に対して年率0.04536%程度</p> <p>※ 投資対象とする投資信託受益証券の想定配分に基づく加重平均の経費率です。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | <p>当ファンドの純資産額に対して年率0.06736%程度（税抜0.06536%程度）</p> <p>※ 当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託受益証券の運用管理費用を合わせた実質的な信託報酬率です。</p> <p>※ 当ファンドは、投資信託受益証券の配分比率を変動することや異なる総経費率の投資信託受益証券を投資対象に追加することがありますので、実質的な信託報酬率は変動することがあります。そのため、概算値で表示しています。</p> | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>組入価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および借入金の利息等がありますが、運用状況等により変動するため、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p> | | | | | | | | | | | | |

※ 上記の費用合計額、その上限額および計算方法は、運用状況や投資者の保有期間等により異なるため、事前に表示することができません。

税金

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※ 上記の税率は2025年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 外国税務控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2023年10月26日～2024年10月25日

| 総経費率①+② | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|---------|------------|-----------|
| 0.14% | 0.02% | 0.12% |

※ 上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（年率）（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。

※ 投資対象とする投資信託受益証券にかかる費用は、その他費用（②）に含めています。

※ 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

代表的な資産クラスを表す指数の詳細

| | |
|------|--|
| 日本株 | ： Morningstar 日本株式指数（税引前配当込み、円ベース） |
| 先進国株 | ： Morningstar 先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース） |
| 新興国株 | ： Morningstar 新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース） |
| 日本国債 | ： Morningstar 日本国債指数（税引前利子込み、円ベース） |
| 先進国債 | ： Morningstar グローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース） |
| 新興国債 | ： Morningstar 新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース） |

(注1) Morningstar 日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

(注2) Morningstar 先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

(注3) Morningstar 新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

(注4) Morningstar 日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本の国債で構成されています。

(注5) Morningstar グローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

(注6) Morningstar 新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

<注意事項および免責事項>

グローバル資産分散ポートフォリオ (R) (以下「当ファンド」といいます。) は、Morningstar, Inc.又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社 (以下、これらの法人全てを総称して「Morningstar グループ」といいます。) が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstar グループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な内外の株式・債券・REIT 市場の騰落率と連動するMorningstar インデックスの能力について、当ファンドの所有者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。株式会社sustenキャピタル・マネジメント (以下「委託会社」といいます。) と Morningstar グループとの唯一の関係は、Morningstar のサービスマーク及びサービス名並びに特定の Morningstar のインデックス (以下「Morningstar インデックス」といいます。) の使用の許諾であり、Morningstar インデックスは、Morningstar グループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstar グループは、Morningstar インデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstar グループは、当ファンドの基準

価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstar グループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstar グループは、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstar グループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstar グループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstar グループは、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstar グループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。